

1 改正趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）並びに交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）及び交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）について、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案

ア 規制標識「環状の交差点における右回り通行」の新設

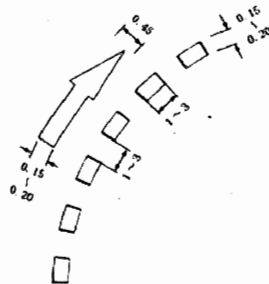
車両の通行の用に供する部分が環状の交差点において、車両が右回りに通行すべきことを指定する規制標識を新設



規制標識「環状の交差点における右回り通行（327の10）」

イ 規制標示「環状交差点における左折等の方法」の新設

環状交差点において左折等するとき通行すべき部分を指定する規制標示を新設



規制標示「環状交差点における左折等の方法（111の2）」

(2) 交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する国家公安委員会告示案

ア 環状交差点における交通方法の特例に関する記述を追加

イ 高速道路において停止した車両の運転者の措置、高速道路・一般道路両方における追い越し車線の適切な通行方法等について記述を追加

3 意見公募手続の実施結果

2 (1) について、平成26年3月24日から4月22日までの間、意見公募手続を実施した結果、1件の御意見が寄せられた。

4 今後の予定

平成26年5月26日（月） 公布

平成26年9月1日（月） 施行（2 (2) イは公布日施行）

1 情報セキュリティ政策会議

平成17年5月、IT戦略本部決定により、官民における統一的・横断的な情報セキュリティ対策の推進を図るため、戦略本部の下に設置

議長：内閣官房長官

議長代理：情報通信技術（IT）政策担当大臣

構成員：国家公安委員会委員長、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、防衛大臣及び有識者7名

2 開催日

平成26年5月19日（月）8時45分～9時30分 於 総理大臣官邸4階大会議室

3 議題

(1) 討議事項

○ 「我が国のサイバーセキュリティ推進体制の機能強化（素案）」

内閣官房（NISC）の機能強化に向けた取組方針等について討議するもの

(2) 決定事項

○ 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（案）」

各省庁における新たな脅威及び技術への対応等を目的とした統一基準群の改訂について決定するもの

○ 「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画（案）」

現行の行動計画の課題等を踏まえた修正・補強等が反映された新たな行動計画を決定するもの

○ 「新・情報セキュリティ人材育成プログラム（案）」

我が国の情報セキュリティ水準を高めるため、人材の需要と供給の好循環を形成することを目標とした新たなプログラムを決定するもの

○ 「サイバーセキュリティ2014（案）」（パブリック・コメント案）

各府省庁が2014年度及び2015年度に実施する「サイバーセキュリティ戦略」に基づく取組の詳細を示した計画のパブリック・コメント案を決定するもの

(3) 報告事項

○ 「情報セキュリティ研究開発戦略（改訂版）（案）」の検討状況

我が国における情報セキュリティ研究開発に係る今後3年間を見据えた基本方針を示した戦略（案）について報告するもの

○ 「情報セキュリティ普及・啓発プログラム」の改定の方向性

情報セキュリティの普及・啓発の国民運動化を推進していく体制の方向性について報告するもの

○ 政府の情報セキュリティに関する予算

政府の情報セキュリティに関する26年度予算等について報告するもの

○ 全府省庁等の参加による大規模な政府サイバー攻撃対処訓練【3・18訓練】

今年3月18日に行われた訓練の実施結果について報告するもの

○ 日・ASEAN情報セキュリティ意識啓発アニメーションの制作

日・ASEAN10か国による情報セキュリティに関する意識啓発アニメーションの制作について報告するもの

1 規制改革会議について

内閣府設置法第37条第2項に基づき設置された審議会であり、内閣総理大臣の諮問を受け、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制改革を進めるための調査審議を行い、内閣総理大臣へ意見を述べることを主要な任務としている。

7月から翌年6月までの1年間をサイクルとして、規制改革について審議し、6月を目途に答申を取りまとめる予定。

2 意見書取りまとめの経緯

ダンス営業に係る風営法の規制見直しについては、規制改革会議に設置された5つのワーキング・グループのうち、創業・IT等ワーキング・グループにおいて議論され、警察庁、事業者、地元商店街等に対するヒアリングを行うなどして検討が進められてきたところ、5月12日、第31回規制改革会議において、「ダンス営業に係る風営法規制の見直しに関する意見」が取りまとめられ、警察庁へ送付された。

3 意見書の概要

風営法によるダンスをさせる営業に対する規制について、以下のとおりの方向性で早急に見直すよう警察庁に求めるもの。

- (1) ナイトクラブ等の3号営業について、風俗営業から除外した上で、深夜営業を可能とし、騒音等の各種問題に対して有効に対応できる新たな規制を導入するとともに、深夜以外での営業に係る規制を必要最小限とする。
- (2) ダンス教室等の4号営業について、風俗営業から除外する。
- (3) キャバレー等の1号営業について、2号営業に含めて規制するよう、規定を整備する。

4 今後の予定

5月14日～20日

答申（案）の一次協議

（以後、必要に応じて協議続行、委員・政務協議等）

6月上旬

答申とりまとめ（昨年は6月5日）

6月中旬

規制改革実施計画閣議決定（昨年は6月14日）

公安委員会

説明資料No. 4

バスジャック事件の検挙について

平成26年5月15日

捜査第一課

宮崎県警察は、平成26年5月12日、宮崎県えびの市内において、路線バスの乗客・乗務員を刃物で脅して人質にした被疑者を監禁罪で現行犯逮捕し、人質による強要行為等の処罰に関する法律違反で5月13日送致した。

1 被疑者

住居不定

() 45歳

2 逮捕事実の概要

被疑者は、平成26年5月11日(日)午後11時18分頃から翌12日午前1時頃までの間、宮崎県えびの市内のコンビニエンスストアの駐車場において、路線バスの運転手及び乗客男女3名を所携のハサミで脅して人質にとり、不法に監禁したものの。

3 捜査の経緯

- (1) 5月11日午後10時頃、乗客からの110番通報により、本件を認知。
- (2) 被疑者は、運転手・乗客10名を人質にし、途中で乗客6名を解放したが、引き続き4名を人質に、コンビニエンスストアの駐車場において、里親との面会等を要求。
- (3) 運転手がトイレに行くため降車した際、運転席付近にいた被疑者を監禁罪で現行犯逮捕。
- (4) 5月13日、人質を背景に里親との面会等を要求した事実により、人質による強要行為等の処罰に関する法律違反(人質による強要等)で送致。

公安委員会

説明資料No. 5

古美術商強盗殺人事件の検挙について

平成26年5月15日

捜査第一課

警視庁は、平成26年5月14日、5月3日に東京都国立市所在の古美術商店舗内において発生した強盗殺人事件の被疑者2名を通常逮捕した。

1 被疑者

住居 群馬県利根郡みなかみ町

自称陶芸家 () 66歳

() 49歳

2 被害者

住居 東京都八王子市

古美術商 A男 (当時73歳)

3 被疑事実の概要

被疑者等は共謀の上、古美術商店主を殺害して金品を強奪しようと考え、5月3日午後、東京都国立市所在の古美術商店舗において、刃物で被害者の胸部等を突き刺すなどして殺害した上、現金、短刀、壺等を強取したものの。

4 捜査の経緯

- (1) 現場付近の聞き込みから、本件発生時、店舗前に車両を駐車し、店内に男女が出入りしていたことが判明。
- (2) 防犯カメラの画像によって、店舗前に駐車していた車両を特定。
- (3) 同車両の所有者である夫婦について捜査した結果、被疑者と特定して逮捕したものの。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 6</p>	<p>3Dプリンターを使用した密造拳銃</p> <p>所持事件の検挙について</p>	<p>平成26年5月15日</p> <p>薬物銃器対策課</p>
<p>神奈川・兵庫両県警察は、3Dプリンターにより密造した手製拳銃様 のもの2丁を所持したとして、平成26年5月8日、被疑者1名を通常逮 捕した。</p> <p>1 被疑者</p> <p>神奈川県川崎市</p> <p>() (27歳)</p> <p>2 罪名</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法違反(拳銃複数所持)</p> <p>3 押収物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 拳銃(単発式、樹脂製) 2丁 ○ 3Dプリンター 1台 ○ パーソナルコンピューター 1台 等 		